

○後志広域連合地域包括支援センター運営協議会設置要綱

〔平成21年 3 月27日〕
要綱第 9 号

改正 令和 2 年 4 月 1 日要綱第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第123号）の規定に基づき設置される地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑な運営を図るため設置する後志広域連合地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更

ウ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施

エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の決定

オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターの運営に関すること。

(3) その他地域包括ケアに関すること。

2 運営協議会は、毎年度、センターから次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(1) 当該年度の事業計画書及び収支予算書

(2) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(3) その他運営協議会が必要と認める書類

(組織)

第 3 条 運営協議会は、後志広域連合介護保険運営協議会規則（平成21年規則第 8 号）第 2 条に規定する委員をもって構成する。

2 運営協議会の委員の任期は、介護保険運営協議会委員の在任期間と同一とする。

3 運営協議会は、前条 1 項第 2 号及び第 3 号について、関係町村の関係組織又は会議体等に協議させることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 運営協議会の会長及び副会長は、介護保険運営協議会の会長及び副会長がこれに充たる。

(会議の招集)

第5条 会長は、運営協議会を招集し、その議長となる。

2 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 運営協議会の庶務は、後志広域連合介護保険課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年要綱第1号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。